新旧対照表

○　銃砲刀剣類所持等取締法に係る処分基準　　（赤文字及び下線部分は改正部分）

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３） 根　拠　条　項：第４条の４第３項 処 分 の 概 要：許可クロスボウに係る表示措置命令 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、同第４条の４第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条の２（表示措置命令） 処　分　基　準： 所持許可に係るクロスボウに製造番号等固有の番号が刻印されていない場合、製造番号等固有の番号が刻印されているものの容易に消失するおそれがある場合等は、クロスボウ番号標の貼付けによる表示措置を命ずる。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	（新設）	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－４）	
根　拠　条　項：第８条第７項	
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第８条第６項・第７項	
処　分　基　準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して５０日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３）	
根　拠　条　項：第８条第７項	
処 分 の 概 要：銃砲等の提出命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第８条第６項・第７項	
処　分　基　準： 当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して５０日を経過したときは、銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－５）	
根　拠　条　項：第９条の２第２項	
処　分　の　概　要：指定射撃場の指定の解除	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法　令　の　定　め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項（許可の基準）、同第５条の２第２項第２号・第３号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第９条の２第１項（指定射撃場の指定）・第２項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第２条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、同第３条（指定射撃場の種類ごとの区分）、同第４条（位置に関する基準）、同第５条（構造設備の基準）、同第６条（設置者の基準）、同第６条の２（管理者の基準）、同第８条・第９条（指定射撃場の管理方法の基準）、同第１４条（指定の解除）	
処　分　基　準：別紙のとおり。	
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－４）	
根　拠　条　項：第９条の２第２項	
処　分　の　概　要：指定射撃場の指定の解除	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法　令　の　定　め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項（許可の基準）、同第５条の２第２項第２号・第３号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第９条の２第１項（指定射撃場の指定）・第２項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第２条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、同第３条（指定射撃場の種類ごとの区分）、同第４条（位置に関する基準）、同第５条（構造設備の基準）、同第６条（設置者の基準）、同第６条の２（管理者の基準）同第８条・第９条（指定射撃場の管理方法の基準）、同第１４条（指定の解除）	
処　分　基　準：別紙のとおり	
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考
別紙 処　分　基　準： 　指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和３７年総理府令第４６号）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置を執ろうとする場合には、解除しないことができる。 　なお、指定射撃場の指定に関する内閣府令の基準の解釈等は次のとおり。 １　同府令第６条の２第１号に掲げる事由のうち、 （１）法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 （２）法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 　注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 　注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 （３）法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 ２　同府令第６条の２第２号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。 ３　同府令第６条の２第３号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。	別紙 処　分　基　準： 　指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和３７年総理府令第４６号）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置をとろうとする場合には、解除しないことができる。 　なお、指定射撃場の指定に関する内閣府令の基準の解釈等は次のとおり。 １　同府令第６条の２第１号に掲げる事由のうち、 （１）法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 （２）法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 　注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 　注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 （３）法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 ２　同府令第６条の２第２号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。 ３　同府令第６条の２第３号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。	

改正案	現行	備考

改正案

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－６）	
根　拠　条　項：第９条の３第２項	
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項（猟銃等射撃指導員）・第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条（猟銃等射撃指導員の基準）	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条第１項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中 （１）「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （２）「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

現行

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－５）	
根　拠　条　項：第９条の３第２項	
処 分 の 概 要：射撃指導員の指定の解除	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項（射撃指導員）・第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条（射撃指導員の基準）	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条第１項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、内閣府令に定める射撃指導員の指定の基準中 （１）「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （２）「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－７） 根　拠　条　項：第９条の３の２第２項 処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定の解除 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３の２第１項（クロスボウ射撃指導員）・第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条の２（クロスボウ射撃指導員の基準） 処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条の２各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 （１）「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （２）「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	（新設）	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－８）	
根　拠　条　項：第９条の４第３項	
処 分 の 概 要：教習射撃指導員の解任の命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第５３条（教習射撃指導員の解任の命令）	
処　分　基　準： 射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障を来すと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－６）	
根　拠　条　項：第９条の４第３項	
処 分 の 概 要：教習射撃指導員の解任の命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第５３条（教習射撃指導員の解任の命令）	
処　分　基　準： 射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）	
根　拠　条　項：第９条の５第３項	
処　分　の　概　要：教習資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法　令　の　定　め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号～第１８号・第５項（許可の基準）、同第５条の２第１項・第２項・第４項・第５項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第５条の４第１項（技能検定）、同第９条の５第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第３６条（許可証等の返納の手続）	
処　分　基　準：別紙のとおり。	
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－７）	
根　拠　条　項：第９条の５第３項	
処　分　の　概　要：教習資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法　令　の　定　め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号～第１８号・第５項（許可の基準）、同第５条の２第１項・第２項・第４項・第５項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第５条の４第１項（技能検定）、同第９条の５第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第３６条（許可証等の返納の手続）	
処　分　基　準：別紙のとおり	
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考
別紙 処　分　基　準： 法定の取消事由のうち、 １　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 ２　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 ３　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 ４　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消す。	別紙 処　分　基　準： 法定の取消事由のうち、 １　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 ２　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 ３　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 ４　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消す。	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１０） 根　拠　条　項：第９条の６第３項 処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令） 処　分　基　準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	処　分　基　準 平成２１年１２月４日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－８） 根　拠　条　項：第９条の６第３項 処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令） 処　分　基　準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１１）	
根　拠　条　項：第９条の７第３項	
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に関する措置命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項	
処　分　基　準： 当該教習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第９条の８第１項第４号の規定により教習射撃場の指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）	
根　拠　条　項：第９条の７第３項	
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に関する措置命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項	
処　分　基　準： 当該教習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第９条の８第１項第４号の規定により教習射撃場の指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１２）	
根　拠　条　項：第９条の８第１項	
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項～第３項（教習射撃場の指定等）、同第９条の５第５項（射撃教習）、同第９条の６（教習用備付け銃）、同第９条の７第２項～第５項（教習用備付け銃の管理）、同第９条の８第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第６１条（教習射撃場の指定の解除）、同第６２条（教習修了証明書の交付の禁止）	
処　分　基　準： 法第９条の８第１項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４７条第１号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１０）	
根　拠　条　項：第９条の８第１項	
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項～第３項（教習射撃場の指定等）、同第９条の５第５項（射撃教習）、同第９条の６（教習用備付け銃）、同第９条の７第２項～第５項（教習用備付け銃の管理）、同第９条の８第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第６１条（教習射撃場の指定の解除）、同第６２条（教習修了証明書の交付の禁止）	
処　分　基　準： 法第９条の８第１項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４７条第１号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１３）	
根　拠　条　項：第９条の８第２項	
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項（教習射撃場の指定）、同第９条の８第１項（教習射撃場の指定の解除等）・第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第６１条（教習射撃場の指定の解除）	
処　分　基　準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１１）	
根　拠　条　項：第９条の８第２項	
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項（教習射撃場の指定）、同第９条の８第１項（教習射撃場の指定の解除等）・第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第６１条（教習射撃場の指定の解除）	
処　分　基　準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１４）	
根　拠　条　項：第９条の９第２項	
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の解任の命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第３項（教習射撃指導員の解任の命令）、同第９条の９第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第５３条（教習射撃指導員の解任の命令）、同第６７条（練習射撃指導員の解任の命令）	
処　分　基　準： 練習資格認定証に記載された銃種以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、適正な射撃練習の実施に支障を来すと認められる場合、又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において、当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１２）	
根　拠　条　項：第９条の９第２項	
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の解任の命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第３項（教習射撃指導員の解任の命令）、同第９条の９第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第５３条（教習射撃指導員の解任の命令）、同６７条（練習射撃指導員の解任の命令）	
処　分　基　準： 練習資格認定証に記載された以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、適正な射撃練習の実施に支障をきたすと認められる場合、又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において、当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１５）	
根　拠　条　項：第９条の１０第３項	
処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号～第１８号・第５項（許可の基準）、同第５条の２第１項・第２項・第４項・第５項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第５条の４第１項（技能検定）、同第９条の５第３項（射撃教習）、同第９条の１０第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第３６条（許可証等の返納の手続）	
処　分　基　準：別紙のとおり。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１３）	
根　拠　条　項：第９条の１０第３項	
処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号～第１８号・第５項（許可の基準）、同第５条の２第１項・第２項、第４項・第５項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第５条の４第１項（技能検定）、同第９条の５第３項（射撃教習）、同第９条の１０第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第３６条（許可証等の返納の手続）	
処　分　基　準：別紙のとおり	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考
別紙 処　分　基　準： 法定の取消事由のうち、 1　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 3　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。	別紙 処　分　基　準： 法定の取消事由のうち、 1　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 3　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１６）	
根　拠　条　項：第９条の１１第２項	
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項（番号又は記号の打刻）、同第９条の１１第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令）	
処　分　基　準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１４）	
根　拠　条　項：第９条の１１第２項	
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項（番号又は記号の打刻）、同第９条の１１第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令）	
処　分　基　準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１７）	
根　拠　条　項：第９条の１１第２項	
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に関する措置命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第９条の１１第２項	
処　分　基　準： 当該練習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第９条の１２第１項第５号の規定により指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１５）	
根　拠　条　項：第９条の１１第２項	
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に関する措置命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第９条の１１第２項	
処　分　基　準： 当該練習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第９条の１２第１項第５号の規定により指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１８）	
根　拠　条　項：第９条の１２第１項	
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定の解除	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第２項・第３項（教習射撃場の指定等）、同第９条の６第２項・第３項（教習用備付け銃）、同第９条の７第２項～第５項（教習用備付け銃の管理）、同第９条の９（練習射撃場の指定等）、同第９条の１１（練習用備付け銃）、同第９条の１２第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第７４条（練習射撃場の指定の解除）	
処　分　基　準： 法第９条の１２第１項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４７条第１号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１６）	
根　拠　条　項：第９条の１２第１項	
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定の解除	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第２項・第３項（教習射撃場の指定等）、同第９条の６第２項・第３項（教習用備付け銃）、同第９条の７第２項～第５項（教習用備付け銃の管理）、同第９条の９（練習射撃場の指定等）、同第９条の１１（練習用備付け銃）、同第９条の１２第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第７４条（練習射撃場の指定の解除）	
処　分　基　準： 法第９条の１２第１項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４７条第１号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法　（４－１９） 根　拠　条　項：第９条の１６第２項 処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格の認定の取消し 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項・第５項（許可の基準）、同第９条の５第３項（射撃教習）、同第９条の１６第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第３６条（許可証等の返納の手続） 処　分　基　準：別紙のとおり。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	（新設）	

改正案	現行	備考
別紙 処　分　基　準： 法定の取消事由のうち、 １　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 ２　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 ３　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 ４　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、クロスボウ射撃資格の認定を取り消す。		

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２０）	
根　拠　条　項：第１０条の６第６項	
処 分 の 概 要：保管に係る銃砲に関する措置命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の４第１項（銃砲の保管）、同第１０条の６第６項	
処　分　基　準： 当該銃砲の保管が法第１０条の４第２項又は第３項に違反している場合は、法第１１条第１項第１号の規定により許可の取消しを行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、所持者が通常受認すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１７）	
根　拠　条　項：第１０条の６第６項	
処 分 の 概 要：保管に係る銃砲に関する措置命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の４第１項（銃砲の保管）、同第１０条の６第６項	
処　分　基　準： 当該銃砲の保管が法第１０条の４第２項又は第３項に違反している場合は、法第１１条第１項第１号の規定により許可の取消しを行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、所持者が通常受認すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２１）	
根　拠　条　項：第１０条の８第２項	
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者に対する措置命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の８第１項（猟銃又は空気銃の保管の委託）・第２項	
処　分　基　準： 当該保管の委託を受けた銃砲の保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１８）	
根　拠　条　項：第１０条の８第２項	
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者に対する措置命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の８第１項（猟銃又は空気銃の保管の委託）・第２項	
処　分　基　準： 当該保管の委託を受けた銃砲の保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成	処　分　基　準 平成２１年１２月４日作成	
法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２２）	法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１９）	
根　拠　条　項：第１０条の８第３項	根　拠　条　項：第１０条の８第３項	
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令	処 分 の 概 要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の８第１項～第３項（猟銃又は空気銃の保管の委託）	法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の８第１項～第３項（猟銃又は空気銃の保管の委託）	
処　分　基　準： 猟銃等保管業者が、法第１０条の８第２項において準用する法第９条の７第３項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。	処　分　基　準： 猟銃等保管業者が、法第１０条の８第２項により準用される法第９条の７第３項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	備　　考：	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２３） 根　拠　条　項：第１０条の８の２第２項 処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者に対する措置命令 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の８の２第１項（クロスボウの保管の委託）・第２項 処　分　基　準： 当該保管の委託を受けたクロスボウの保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	（新設）	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２４） 根　拠　条　項：第１０条の８の２第３項 処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第１０条の８の２第１項～第３項（クロスボウの保管の委託） 処　分　基　準： クロスボウ保管業者が、法第１０条の８の２第２項において準用する法第９条の７第３項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	（新設）	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２５）	
根　拠　条　項：第１０条の９第１項	
処 分 の 概 要：所持許可を受けた者に対する指示	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１０条の９第１項 火薬類取締法第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（猟銃用火薬等）	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法第１０条の９第１項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・　その違反行為が比較的軽微である ・　違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・　違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２０）	
根　拠　条　項：第１０条の９第１項	
処 分 の 概 要：所持許可を受けた者に対する指示	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１０条の９第１項 火薬類取締法第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（猟銃用火薬等）	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法第１０条の９第１項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・　その違反行為が比較的軽微である ・　違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・　違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２６）	
根　拠　条　項：第１０条の９第２項	
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第４号の８（所持の禁止）、同第４条第１項第５号の２（所持許可）、同第１０条の９第２項	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・　その違反行為が比較的軽微である ・　違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・　違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２１）	
根　拠　条　項：第１０条の９第２項	
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第４号の６（所持の禁止）、同第４条第１項第５号の２（所持許可）、同第１０条の９第２項	
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・　その違反行為が比較的軽微である ・　違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・　違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２７）

根　拠　条　項：第１１条第１項

処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法 令 の 定 め：
銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第４条第２項（条件）、同第５条第１項第２号～第６号、第１２号・第１３号、第１５号～第１８号（許可の基準）、同第５条の２第２項第２号・第３号、同第４項第１号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第１１条第１項

処　分　基　準：
第１１条第１項第１号の場合については、当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
なお、法定の人的欠格事由のうち、
１　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。
注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。
２　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）

備　　考：

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２２）

根　拠　条　項：第１１条第１項

処 分 の 概 要：銃砲等の所持許可の取消し

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法 令 の 定 め：
銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第４条第２項（条件）、同第５条第１項第２号～第６号、第１２号・第１３号、第１５号～第１８号（許可の基準）、同第５条の２第２項第２号・第３号、同第４項第１号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第１１条第１項

処　分　基　準：
第１１条第１項第１号の場合については、当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
なお、法定の人的欠格事由のうち、
１　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。
注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。
２　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）

備　　考：

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成	処　分　基　準 平成２１年１２月４日作成	
法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２８）	法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２３）	
根　拠　条　項：第１１条第２項	根　拠　条　項：第１１条第２項	
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	処 分 の 概 要：銃砲等の所持許可の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第５条第５項（許可の基準）、同第１１条第２項	法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第５条第５項（許可の基準）、同第１１条第２項	
処　分　基　準： 法第５条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。	処　分　基　準： 法第５条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２９）	
根　拠　条　項：第１１条第３項	
処 分 の 概 要：銃砲等の所持許可の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第１１条第３項	
処　分　基　準： 当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２４）	
根　拠　条　項：第１１条第３項	
処 分 の 概 要：銃砲の所持許可の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第１１条第３項	
処　分　基　準： 当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３０） 根　拠　条　項：第１１条第４項 処 分 の 概 要：拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１１条第４項 火薬類取締法第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（猟銃用火薬等） 処　分　基　準： 当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	処　分　基　準 平成２１年１２月４日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２５） 根　拠　条　項：第１１条第４項 処 分 の 概 要：けん銃等又は猟銃の所持許可の取消し 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１１条第４項 火薬類取締法施行令第１２条（猟銃用火薬等） 火薬類取締法第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 処　分　基　準： 当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成	処　分　基　準 平成２１年１２月４日作成	
法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３１）	法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２６）	
根　拠　条　項：第１１条第５項	根　拠　条　項：第１１条第５項	
処 分 の 概 要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し	処 分 の 概 要：猟銃又は空気銃の所持許可の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、同第１１条第５項	法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、同第１１条第５項	
処　分　基　準： 当該銃砲等を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。	処　分　基　準： 当該銃砲を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３２）	
根　拠　条　項：第１１条第６項	
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の許可の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の２（許可）、同第１１条第６項	
処　分　基　準： 年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の２の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２７）	
根　拠　条　項：第１１条第６項	
処 分 の 概 要：射撃指導員の許可の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の２（許可）、同第１１条第６項	
処　分　基　準： 年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の２の規定による許可を受けた射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３３） 根　拠　条　項：第１１条第７項 処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の許可の取消し 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の３（許可）、同第１１条第７項 処　分　基　準： クロスボウ射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の３の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持したときで、クロスボウ射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	（新設）	

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成	処　分　基　準 平成２１年１２月４日作成	
法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３４）	法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２８）	
根　拠　条　項：第１１条第８項	根　拠　条　項：第１１条第７項	
処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令	処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等の提出命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第１１条第１項～第４項、第８項（許可の取消し及び仮領置）、第２７条第１項（提出命令）	法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第１１条第１項～第４項、第７項（許可の取消し及び仮領置）、同第２７条第１項（提出命令）	
処　分　基　準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。	処　分　基　準： 当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３５）	
根　拠　条　項：第１１条の３第１項	
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号～第６号・第１２号・第１３号・第１５号～第１８号（許可の基準）、同第５条の２第２項第２号・第３号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第９条の１３（年少射撃資格の認定）、同第１１条の３第１項	
処　分　基　準： 法定の取消事由のうち、 １　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 ２　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２８年１０月１２日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２９）	
根　拠　条　項：第１１条の３第１項	
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号～第６号・第１２号・第１３号・第１５号～第１８号（許可の基準）、同第５条の２第２項第２号・第３号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第９条の１３（年少射撃資格の認定）、同第１１条の３第１項	
処　分　基　準： 法定の取消事由のうち、 １　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。 ２　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３６）	
根　拠　条　項：第１１条の３第２項	
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の１３（年少射撃資格の認定）、同第１１条の３第２項	
処　分　基　準： 年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３０）	
根　拠　条　項：第１１条の３第２項	
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の１３（年少射撃資格の認定）、同第１１条の３第２項	
処　分　基　準： 年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３７）	
根　拠　条　項：第１２条の３	
処 分 の 概 要：調査のための受診命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第５条第１項第３号～第５号（許可の基準）、同第９条の１３第１項第１号（年少射撃資格の認定）、同第１２条の３	
処　分　基　準： 法第４条若しくは第６条の許可を受けた者又は同第９条の１３の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第５条第１項第３号～第５号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３１）	
根　拠　条　項：第１２条の３	
処 分 の 概 要：調査のための受診命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第５条第１項第３号～第５号（許可の基準）、同第９条の１３第１項第１号（年少射撃資格の認定）、同第１２条の３	
処　分　基　準： 法第４条若しくは第６条の許可を受けた者又は同第９条の１３の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第５条第１項第３号～第５号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	

改正案	現行	備考

処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３８）	法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３２）
根　拠　条　項：第１３条の３第１項	根　拠　条　項：第１３条の３第１項
処 分 の 概 要：調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令	処 分 の 概 要：調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第５条第１項第３号～第５号・第１８号（許可の基準）、同第１２条の３（報告徴収等）、同第１３条の２（公務所等への照会）、同第１３条の３第１項	法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第５条第１項第３号～同第５号・同第１８号（許可の基準）、同第１２条の３（報告徴収等）、同第１３条の２（公務所等への照会）、同第１３条の３第１項
処　分　基　準： 当該銃砲等又は刀剣類を用いて危害が引き起こされてしまうおそれがある場合等、一定の欠格事由に該当する疑いがある者に、調査を行う間、これらを保管させておくことが適当ではないと認めるときは、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命ずるものとする。 なお、法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。	処　分　基　準： 当該銃砲又は刀剣類を用いて危害が引き起こされてしまうおそれがある場合等、一定の欠格事由に該当する疑いがある者に、調査を行う間、これらを保管させておくことが適当ではないと認めるときは、当該銃砲又は刀剣類の提出を命ずるものとする。 なお、法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備　　考：	備　　考：

改正案	現行	備考
処　分　基　準 令和４年３月１５日作成	処　分　基　準 平成２１年１２月４日作成	
法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３９）	法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３３）	
根　拠　条　項：第２７条第１項	根　拠　条　項：第２７条第１項	
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令	処 分 の 概 要：銃砲等の提出命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項（所持の禁止）、同第４条（所持許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１０条第１項（運搬、携帯の制限）、同第１４条（登録）、同第２１条（所持の態様についての制限）、同第２７条第１項	法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項（所持の禁止）、同第４条（所持許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１０条第１項（運搬、携帯の制限）、同第１４条（登録）、同第２１条（所持の態様についての制限）、同第２７条第１項	
処　分　基　準： 当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。	処　分　基　準： 当該銃砲又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	
備　　考：	備　　考：	